新公共施設基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 農林水産省食糧倉庫跡地に建設する公共施設についての基本計画案を作成するため、新公共施設基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な事項について調査及び検討を行い、 基本計画案を作成し、市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、9人以内の委員で構成し、市長が委嘱する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成14年12月末日までとする。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36 年2月武蔵野市条例第7号)に基づき、市長が定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画政策室企画調整課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

新公共施設基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

新公共施設基本計画策定委員会設置要綱(平成13年3月28日施行)の一部を次のように改正する。

第4条中「委員の任期は、平成14年3月末日までとする。」を「委員の任期は、平成14年12月末日までとする。」に改め、第7条中「企画部企画課」を「企画政策室企画調整課」に改める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。